

## 公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づき、公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター（平成24年4月1日に公益社団法人綾瀬市シルバー人材センターという名称で設立された法人をいう。以下「人材センター」という。）への補助金の交付に関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助金額)

第2条 補助対象経費は、人材センターの人件費、法定福利費、保険料、公租公課等人材センターの運営に必要と認められる経費とする。

2 補助金額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書のほか、財源内訳書（第1号様式）を添付し、毎年度5月末日までに市長に提出しなければならない。

### (決定通知)

第4条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市シルバー人材センター補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

### (変更等の承認申請)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、綾瀬市シルバー人材センター補助金（変更）交付決定通知書（第3号様式）により申請するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

### (交付方法)

第7条 補助金は、年額を四半期に分割し交付するものとする。

### (実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、次の各号に掲げる

書類を添付し、市の会計年度終了後の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 補助金実績財源内訳書
- (3) 事業報告書  
(補助金額の確定)

第9条 事業終了後、補助所要額が交付額を上回った場合は、交付した額を補助金の額とする。

- 2 補助所要額が交付額を下回った場合は、綾瀬市シルバー人材センター補助金変更承認申請書（第3号様式）に当該年度の補助金交付決定通知書の写しと補助金の使途が明らかになる書類を添付して提出し、事業終了後60日以内に差額分を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備補完するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年度 財源内訳書

(単位：円)

区 分 科 目	予 算 額	左 の 財 源 内 訳		
		国庫補助金	市補助金	自己財源
合 計				

第2号様式（第4条関係）

綾瀬市シルバー人材センター補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市シルバー人材センター補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

第3号様式（第5条、9条関係）

綾瀬市シルバー人材センター補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市シルバー人材センターに係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類